【補装具の価格設定ルールの明確化について】(案)

1. 補装具価格等調査について

義肢等価格等調査

市場実勢価格等調査

義肢、装具 座位保持装置、完成用部品 車いす、電動車いす 補聴器 等



【調査・分析等】



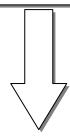
- ・製作に係る原材料費、作業時間等の調査
- · 経営実態調査(経常収益、経常 費用等)等
- ・完成用部品の販売価格、出荷量、 製造原価等
- ・調査該当製品の販売価格、出荷 台数、製造原価等
- ・過去5年間の売上高、営業利益 等の推移等



(補装具評価検討会で議論)



補装具価格設定のルールの明確化



(厚生労働省へ報告)

H21年度改定へ反映

2. 義肢等価格等調査の概要について

(1)調査概要

義肢・装具・座位保持装置について、製作・修理に要する費用額の算定基準の根拠となるデータについて最新の状況を調査する。その調査結果について分析を加え、平成20年10月末頃を目途に価格設定ルール案をとりまとめる。

(2)調査の具体的内容

A. 義肢・装具・座位保持装置製作事業者を対象とした調査

調査項目

・具体的な製作事例についての個別の義肢・装具・座位保持装置製作費用について

(補装具製作事例における、材料使用量、使用完成用部品、所用作業量等)

- ・ 事業者の事業全体での収入事項(経常収益)について (個別の義肢・装具・座位保持装置製作・修理による収益の詳細と、その 他損益計算書収益項目)
- ・ 事業者の事業全体での支出事項(経常費用)について (個別の義肢・装具・座位保持装置製作・修理に伴う費用(他の費用と切り分けのできる範囲で)の詳細と、その他損益計算書費用項目)
- ・ 購入材料の単価について

調査時期・対象・方法

〇予備調査

・ 調査時期: 平成 20 年 7 月末まで

・ 調査対象: 義肢・装具・座位保持装置製作事業者各 10 社の計 30 社程度(機 縁募集による)

・ 方 法:調査票による調査の後、聞き取りを実施

〇本 調 査

・ 調査時期:平成20年8月中・下旬~9月末

・ 調査対象:義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業者約 700 社(全数調 香)

・方 法:調査票による調査を実施。

B. 完成用部品販売者を対象とした調査

調査項目

- ・ 個別完成用部品の義肢・装具・座位保持装置事業者への販売価格について
- ・ 個別完成用部品の義肢・装具・座位保持装置事業者への販売量について
- ・ 個別完成用部品の製造原価
- ・ 過去3年間の売上高等の推移等

※各事業者ごとに完成用部品リストに掲載されている、すべての部品について調査。

調査時期・対象・方法

· 調査時期: 平成20年6月~7月末

· 調査対象:完成用部品販売者(製造・輸入)39社(全数調査)

・ 方 法:調査票による調査を実施

(3)調査後の予定

7月末日段階で、調査A(義肢・装具・座位保持装置製作事業者を対象とした調査)の予備調査ならびに調査B(完成用部品販売者を対象とした調査)の調査結果を踏まえ、中間集計結果と、価格設定ルール及びその前提となる価格算定式の改定に向けた提案のおおまかな方向性ならびに中間時点案を補装具評価検討会に提示する。

その後、調査Aの本調査の結果を踏まえて、10月末頃までに最終案をとりまとめ、補装具評価検討会に提示する。

(4)調査主体について

本調査は国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所より申請された平成20年度厚生労働科学研究の一環として実施される。

3. 市場実勢価格等調査の概要について

(1)調査概要

義肢・装具・座位保持装置以外の補装具について、市場実勢価格、取引価格、 販売量等のデータについて最新の状況を調査する。その調査結果について分析 を加え、平成20年9月末頃を目途に価格設定ルール案をとりまとめる。

(2)調査の具体的内容

車いす、電動車いす、補聴器等の製造販売等事業者を対象とした以下の調査 を実施する計画である。

調査項目

- ・ 調査該当製品の補装具種目、名称、基本構造別の分類(基本構造以外の機能がある場合はその機能の抽出)
- ・ 調査該当製品毎の販売事業者への卸販売価格
- ・ 調査該当製品毎の実売価格
- ・ 調査該当製品毎の出荷数(年間)
- ・ 調査該当製品毎の製造原価
- ・ 過去3年間の売上高等の推移等

調査時期・対象・方法

- ・ 調査時期: 平成20年6月下旬~7月末
- ・ 調査対象:日本義肢協会、日本車いすシーティング協会、日本補聴器販売 店協会等関係団体を通じ、販売事業者を中心に調査する。参考 に複数の製作事業者からの情報を得る。
- ・ 方 法:調査票による調査を実施

(3)調査後の予定

調査結果を踏まえて、9月末頃までに価格設定ルール案をまとめ、補装具評価検討会に提示する。

(4)調査主体について

本調査は国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所より申請された平成20年度厚生労働科学研究の一環として実施される。